

諮問第60号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市立 中学校(以下「対象校」という。)において平成11年3月25日に2学年に対して実施された「一年間をふりかえって」と題するアンケート調査(以下「本件アンケート調査」という。)に係る回答記入済みアンケート用紙(以下「アンケート用紙」という。)のうち審査請求人が指定する特定の18枚(以下「特定の18枚」という。)を除く残余のもの(以下「対象公文書」という。)について、これを保有していないとして非公開とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、平成16年10月26日、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき行った対象公文書の公開請求に対して、札幌市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が行った原決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) アンケートの不当性

本件アンケート調査は、札幌市教育委員会(以下「諮問庁」という。)が、当時、対象校に在職していた審査請求人に対して不当な処分を行うため、諮問庁に都合のいい材料を集めることを目的に実施されたものである。そして、提出されたアンケート用紙の中から、審査請求人に関する批判的記載があったものだけを抽出したのが、特定の18枚であり、諮問庁は、これを、後日、審査請求人に対する処分の根拠として使用したのである。

当該処分の理由がアンケート用紙の記載にあるとするのであれば、特定の18枚だけでなく全員の分を見なければ、それが妥当な措置かどうかを検討することができないはずである。

したがって、諮問庁は、対象公文書を審査請求人に対して提示すべきである。

(2) 諮問庁の主張経緯

これまで諮問庁は、審査請求人が申立て又は提起した札幌市人事委員会における不利益処分に係る不服申立審査及び当該不利益処分に係る訴訟(以下「訴訟等」という。)において、特定の18枚の写しを処分に係る証拠として提出したほかは、その保有する全部の枚数を明らかにすることなく、ただアンケート用紙を保有しているとのみ主張してきた。

したがって、当該写しが存在する以上、対象公文書も存在するであろうと考えて、本件請求を行ったものである

第3 諮問庁の説明要旨

1 原決定の判断理由

(1) 返却済みであること

アンケート用紙は、指導要録の作成や今後の生徒指導上の参考資料として、当時の生徒に記入・提出を求めた書類であり、所期の用務が終了した後、すべて生徒に返却している。したがって、対象公文書は保有していない。

(2) 保有していないことの妥当性

一般的に、学校での教育活動において、評価や指導等に用いるため生徒に対して提出を求めるもの（以下「提出物」という。）は、原則として提出のあった日の属する年度内に返却することを通常の見取りとしている。

対象公文書を含むアンケート用紙についても、返却時期の特定には至らなかったものの、一般の提出物の場合と変わることなく当時の生徒に返却されている事実を確認した。

仮に、対象校において一時的にアンケート用紙の写しを別に保有していたとしても、当該アンケート用紙を提出した生徒に係る指導要録が作成・保管され、さらにその生徒が卒業した後も、なおこれを保有し続ける特別の必要性は認められないことから、少なくとも本件請求時点においては、既に廃棄されているはずのものと判断される。

(3) 探索の結果

原決定を行うにあたり、処分庁は、対象校における実地調査及び関係職員からの事情聴取を行い、対象校にアンケート用紙及びその写しも保有されておらず、したがって、対象公文書又はその写しも保有されていないことを確認している。

2 備考

アンケート用紙のうち特定の18枚については、その写しのみを保有しているが、このことについて以下、補足として説明する。

当該写しは、対象校が、平成11年3月に対象校において問題となっていた特定の事実に係る報告書を諮問庁に提出するにあたり、その関係資料として用いるため、その時点で保有していたアンケート用紙の中から当該事実に関係する記述があるものを抜き出してその写しを取り、当該報告書とともに提出したものである。

そして、諮問庁が訴訟等において使用したものは、この平成11年に作成された写しをさらに転写したものである。

このように、特定の18枚に係る写しについては、提出者である生徒に対する教育活動とは別の目的により作成し、保有していたものであり、アンケート用紙中これら以外のものである対象公文書については、その写しを含めて保有していない。

3 結論

以上のことから、諮問庁は、原決定を維持することが適当であると考えている。

第4 審査会の判断

1 はじめに

対象公文書は、存在に争いがない文書に関して、その非公開部分の公開を求めるというものではなく、諮問庁が保有しないと主張する文書について、審査請求人がその存在

を主張し、公開を求めるものである。

当審査会は、原決定の当不当の判断を行うにあたり、諮問庁が対象公文書の不存在を立証することは困難なことから、諮問庁による主張内容について、不自然・不合理な点がないかを判断することとする。

2 アンケートと対象公文書の関係

(1) 主張概要及び争点

平成11年3月25日に対象校2学年で生徒を対象としたアンケート調査が実施されたこと、アンケート用紙のうち特定の18枚の写しが訴訟等において、当該訴訟等の対象処分における処分者である諮問庁から証拠として提出されたことについては、審査請求人と諮問庁の主張の間に相反するところはない。

本件請求の争点は、対象公文書又はその写しを、本件公開請求の時点でなお諮問庁が保有していたかどうかである。

このことについて、審査請求人は、特定の18枚の写しが存在するのだから、アンケート用紙の残りである対象公文書又はその写しも存在するはずであると主張する。他方、諮問庁は、特定の18枚の写しは、一定の必要から、アンケート用紙の中から記載内容に一定の共通点のあるものの写しを取って対象校から諮問庁へ提出されたものを、その後引き続き使用する必要が生じたため保有していたものであり、当該写しの原本を含むアンケート用紙のすべては、対象校において提出者である生徒本人に返却しているのでこれを保有していないとする。

(2) 規定及び通常の見取り

諮問庁の事務に係る公文書の保存期間は、札幌市教育委員会公文書管理規則(平成12年教育委員会規則第7号。以下「管理規則」という。)第10条、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第15条等において定められている。

これらの規定に照らし、提出物の保存期間について特に明確な定めはない。このことから、提出物は、当該提出物に係る事案を遂行するうえで保存する必要があると文書管理責任者が認める期間、保存すべき文書として取り扱われるべきものと考えられる。

また、諮問庁の説明によれば、提出物は、当該提出を求めた所期の目的を達成した後、当該提出物を提出した生徒に返却することを通常の見取りとしているという。

(3) 本件アンケート調査の目的

本件アンケート調査は、調査項目及び実施時期からすると、本来は、生徒一人ひとりに対する一年間の学習の総合評価や今後の学習指導の参考として、また、学校における当該年度の教育活動の自己評価の資料として活用する目的で実施されたものであるとみるのが相当である。

このような調査内容及び目的に照らせば、アンケート用紙は、提出者である生徒にその卒業時期までに返却されたか、あるいは、当該生徒の卒業後、特に継続して保有する必要がないとして速やかに廃棄されたとしても、特段、不自然な点は認められない。

したがって、アンケート用紙が本件アンケート調査を実施した本来の目的で利用されたにとどまる限り、当該調査の対象者である生徒が卒業して4年を経過していた本

件請求の時点において、諮問庁がこれを保有していないことは、文書管理のあり方として何ら違法不当なものではなく、むしろ通常の処理の結果であると考えられる。

(4) 特定の18枚との関係

上記(3)を踏まえると、諮問庁が特定の18枚又はその写しを本件請求時においてなお保有していることが通常とは異なる現象であり、それには本件アンケート調査の本来の目的とは別の特別の目的があり、そのために特に特定の18枚について写しが作成され、又は他と区別して保管されたものと推測される。

そこで、特定の18枚の写しを見ると、いずれも特定教員についての意見が記載されている点で共通しており、その後当該教員が処分され、その処分に係る訴訟等の中で当該写しが諮問庁から証拠提出されるに至ったことを併せ考えると、特定の18枚について、当該教員にかかる管理監督上の一定の対応の必要があって特に写しを作成するか又は他のアンケートとは区別して特別に保管していたことは十分にあり得ることである。

これに対して、対象公文書については、特定の18枚を選別した理由と共通する記載がないものは、本件アンケート調査の本来の目的以外に利用する必要はないとして、諮問庁が特に写しを作成せず、または長期に保有しなかったとしても不自然ではない。

(5) 対象公文書の存在

したがって、特定の18枚の写しが存在するからアンケートもすべて存在しているはずだとする審査請求人の主張は合理的な推論に基づくものではなく、他方、対象公文書については、特に継続して保有する必要がないため返却ないし廃棄された結果、既に存在しないとする諮問庁の主張に不自然、不合理な点はない。

さらに、諮問庁を一方の当事者とする訴訟等において、諮問庁が対象公文書の存在を主張し、又は対象公文書を証拠資料として提出したとする事実は確認できないことから、諮問庁が対象公文書の存在を他の機会において認めている事実も見出せなかった。

これらのことから、対象公文書の存在をうかがわせる事実はなく、また、他にこれを覆すに足る事情を見出すこともできないことから、諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

3 結 論

以上のことから、対象公文書を保管しておらず不存在のため非公開とした原決定について、諮問庁において対象公文書を保有しているとは認められないことから、妥当であると判断し、第1のとおり結論する。

なお、請求人による諮問庁の本件アンケート調査の目的に係る疑義等その他の主張は、条例に基づく公文書公開請求に係る決定の妥当性の判断とは関わりのないことから、当審査会が判断する事柄ではない。

第5 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成17年1月27日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理（札幌市情報公開審査会）
平成17年4月11日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成17年5月11日 （第1回審査会）	事案の概要説明
平成17年6月15日 （第2回審査会）	審査請求人から意見聴取及び諮問庁から事情を聴取
平成17年7月1日 （第4回審査会）	審 議
平成17年7月20日 （第5回審査会）	審 議
平成17年8月2日	答 申

八幡委員は、諸事情により本件事案に係る調査審議を回避し、参加していない。